



6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

男女共同参画週間パネル展

6月14日(土)～6月20日(金)

本庁舎1階市民ホール 9:00～16:30

入場無料



○「男女共同参画社会」市民作品(書、絵、ポスター、川柳・俳句)

○「男女共同参画につながる市民企画事業」実施報告 ほか

同時開催:「令和7年度男女共同参画週間セミナー」

6月14日(土)10:00～12:00 さぬき市役所 本庁3階 会議室

詳しくはこちら→



【問】人権推進課

☎(087)894-9088

こころの
C:O:R:O通信

毎年6月1日は『人権擁護委員の日』です

あなたの街の
相談パートナー

人権擁護委員

人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない。



【人権擁護委員とは】

法務大臣より委嘱された方で、さぬき市では10名の委員が活躍しています。

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

具体的には、こどもの人権相談として、手紙やLINEでの相談を受け付け、いじめや虐待など、こどもたちの声を救済に結び付ける取り組みを行っているほか、人権教室、人権の花運動、商業施設やイベントでの街頭啓発・広報活動などを行っています。

【令和6年度の人権啓発活動紹介】

さぬき南小学校やさぬき南幼稚園、志度保育所で人権教室と人権の花運動を行いました。幼稚園や保育所では、劇「大きなかぶ」を実施し、仲間づくりや力を合わせて物ごとに取り組むことの大切さを児童に伝えました。

また、ショウブ祭りや夏・冬のつどいでは、人権啓発キャンペーンを行いました。

身の回りで起こった人権問題については、相談に応じています。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、人権擁護委員にご相談ください。

【令和7年度特設人権相談】

毎月さぬき市内(大川・津田・志度・長尾のうち1か所)および高松法務局寒川出張所の2か所で実施しています。日時等の詳細は、市のホームページまたは広報さぬき(裏面から1ページめくって右上の「人権相談」の欄)でご確認ください。



令和6年度 人権教室、人権の花運動の様子



市のホームページでは、
各種人権相談窓口を
掲載しています。